令和８年度の基準単価

別表（第5条関係）

（単位：円）

区　　分	医療機関実施分
間接撮影（レンズカメラ）	（定）　454
〃　（70ミリミラーカメラ）	（定）　478
〃　（100ミリミラーカメラ）	（定）　506
直 接 撮 影	（定）　1,821

（注）「（定）」とは、厚生労働省の接触者検診の基準単価のことをいう。